

軽自動車税の減免が受けられます!

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有する軽自動車などは、申請をして税の減免を受けることができます。

提出書類 ●減免申請書

持参するもの ●障害者手帳等 ●車検証 ●印鑑
●運転する方の運転免許証

申請期限 5月24日(木)
(納期限5月31日の7日前まで)

申請先
軽自動車など…町税務課課税係
32-3111 (内線49)

減免基準

次の①、②、③のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- ①身体に障害のある方の所有する軽自動車など
- ②精神に障害のある方の所有する軽自動車など
- ③18歳未満で身体に障害のある方、または精神に障害のある方と生計を共にする方が所有し、運転する軽自動車など

※お気軽にお問い合わせください

5月31日(木)が納期限です

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有している方が納める税金です。郵送された納税通知書で、最寄りの金融機関または郵便局で納付してください。また、領収書には車検を受ける時に必要となる「納税証明書」がついています。車検証と一緒に大切に保管してください。口座振替を利用されている方は、納付確認後「納税証明書」を郵送いたします。

減免の対象となる障害

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷者手帳
	障害の級別	障害の級別
視覚障害	1級～3級までの各級と4級の1	特別項症～第4項症まで
聴覚障害	2級及び3級	特別項症～第4項症まで
平衡機能障害	3級	特別項症～第4項症まで
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症～第2項症まで (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級の1と2級の2	特別項症～第3項症まで
下肢不自由	1級～6級までの各級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
体幹不自由	1級～3級までの各級と5級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
心臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
じん臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
呼吸器機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
小腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級と2級
	移動機能	1級～6級

- 知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害。
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害。

みんなおいでよ! フレンドリー図書館

☎32-0800

5/17 (木) 10:30～

ちいさいおともだちのおはなし会[幼児向け]
絵本「おおきなかぶ」、パネルシアター ほか

5/26 (土)

おはなし会[幼児・小学校低学年向け]
絵本、紙しばい「ごきげんのわるいコックさん」 ほか